

「揮発油税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(揮発油の数量の常温換算等)</p> <p>第32条 前条《移出又は引取数量の測定》の規定により測定した揮発油の数量が温度15度における当該揮発油の数量に換算（以下「常温換算」という。）されていない場合には、<u>日本産業規格</u>に定める方法その他適正と認められる方法により、その測定した揮発油の数量を常温換算したものを移出又は引取りに係る揮発油の数量とする。ただし、次に掲げる揮発油について、常時、常温換算をしない数量により取引等が行われている場合には、当該数量を当該移出又は引取りに係る揮発油の数量として差支えない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(揮発油の数量の常温換算等)</p> <p>第32条 前条《移出又は引取数量の測定》の規定により測定した揮発油の数量が温度15度における当該揮発油の数量に換算（以下「常温換算」という。）されていない場合には、<u>日本工業規格</u>に定める方法その他適正と認められる方法により、その測定した揮発油の数量を常温換算したものを移出又は引取りに係る揮発油の数量とする。ただし、次に掲げる揮発油について、常時、常温換算をしない数量により取引等が行われている場合には、当該数量を当該移出又は引取りに係る揮発油の数量として差支えない。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p>